

医療的ケア児実態調査集計結果

《調査概要》

1. 目的

府内における医療的ケアを必要とする障がい児の実態は十分には把握されていないことから、その現状を調査することで、医療的ケア児等への支援について検討する際の基礎資料とする

2. 調査先：在宅療養支援 1915箇所
小児科のある病院 135箇所

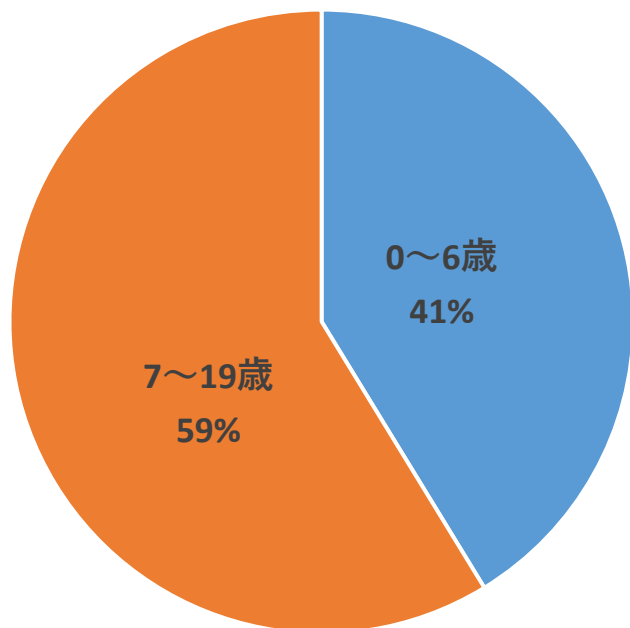
3. 調査対象：令和2年7月現在の診療報酬上の在宅加算算定児
国の調査をもとにした、「在宅療養指導管理料」C100～C119の全28項目のうち、ダブルカウントを含む「C100～C101-3、C108-2」の5項目を除いた診療報酬項目に該当する児

4. 調査方法：別紙調査票を病院・診療所へ送付する。

5. 調査期間：令和2年12月1日から12月18日まで

6. 調査項目：①診療報酬項目（医療的ケア児数）
②居住市町村
③年齢

7. 回答数・回答率：1,444件（70.43%）



1. 市町別の年齢区分

(人)

市町村名	推計人口 (R2.7.1)		実態調査結果 (R2.7)			
	人口	府内の割合	0～6	7～19	合計	府内の割合
大阪市	2,751,613	31.2%	203	371	574	32.7%
堺市	826,118	9.4%	86	89	175	10.0%
岸和田市	188,866	2.1%	16	27	43	2.4%
豊中市	401,339	4.5%	38	52	90	5.1%
池田市	104,087	1.2%	7	12	19	1.1%
吹田市	383,881	4.4%	40	51	91	5.2%
泉大津市	74,386	0.8%	8	5	13	0.7%
高槻市	347,960	3.9%	24	41	65	3.7%
貝塚市	85,135	1.0%	8	7	15	0.9%
守口市	142,288	1.6%	10	16	26	1.5%
枚方市	397,753	4.5%	36	48	84	4.8%
茨木市	283,880	3.2%	22	33	55	3.1%
八尾市	265,466	3.0%	26	25	51	2.9%
泉佐野市	99,874	1.1%	10	7	17	1.0%
富田林市	109,328	1.2%	18	26	44	2.5%
寝屋川市	228,999	2.6%	11	32	43	2.4%
河内長野市	101,028	1.1%	7	11	18	1.0%
松原市	117,776	1.3%	6	15	21	1.2%
大東市	119,732	1.4%	5	11	16	0.9%
和泉市	184,889	2.1%	22	13	35	2.0%
箕面市	136,563	1.5%	15	12	27	1.5%
柏原市	68,093	0.8%	3	7	10	0.6%
羽曳野市	108,921	1.2%	7	10	17	1.0%
門真市	118,953	1.3%	7	10	17	1.0%
摂津市	86,220	1.0%	5	2	7	0.4%
高石市	56,097	0.6%	2	7	9	0.5%
藤井寺市	63,560	0.7%	4	7	11	0.6%
東大阪市	493,087	5.6%	49	55	104	5.9%
泉南市	59,972	0.7%	4	2	6	0.3%
四條畷市	55,354	0.6%	5	1	6	0.3%
交野市	76,114	0.9%	7	3	10	0.6%
大阪狭山市	58,726	0.7%	5	10	15	0.9%
阪南市	51,215	0.6%	1	5	6	0.3%
島本町	31,151	0.4%	1	2	3	0.2%
豊能町	18,179	0.2%	1	1	2	0.1%
能勢町	9,065	0.1%	0	0	0	0.0%
忠岡町	16,754	0.2%	0	3	3	0.2%
熊取町	43,729	0.5%	2	0	2	0.1%
田尻町	8,793	0.1%	1	0	1	0.1%
岬町	14,740	0.2%	1	0	1	0.1%
太子町	13,126	0.1%	2	2	4	0.2%
河南町	15,645	0.2%	0	1	1	0.1%
千早赤阪村	4,848	0.1%	0	0	0	0.0%
合計	8,823,303	100%	725	1,032	1,757	100%

※医ケア児数

2. 在宅療養指導管理料算定件数（令和2年7月分）

在宅療養指導管理料科目		点数	算定件数	割合
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	4,000	7	0.4%
C102-2	在宅血液透析指導管理料	8,000	0	0.0%
C103	在宅酸素療法指導管理料	2,400	628	32.8%
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000	44	2.3%
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2,500	50	2.6%
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1,050	354	18.5%
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	2,500	11	0.6%
C106	在宅自己導尿指導管理料	1,400	194	10.1%
C107	在宅人工呼吸指導管理料	2,800	289	15.1%
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	2,250	70	3.7%
C108	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	1,500	2	0.1%
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	1,050	113	5.9%
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	1,300	1	0.1%
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	810	0	0.0%
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	810	10	0.5%
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	810	1	0.1%
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	1,500	2	0.1%
C112	在宅気管切開患者指導管理料	900	131	6.8%
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1,000	7	0.4%
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	45,000	2	0.1%
C117	在宅経腸投薬指導管理料	1,500	0	0.0%
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	2,800	0	0.0%
C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	800	0	0.0%
合計			1,916	100%

※算定件数には、他府県の医ケア児等が一部含まれています。

※在宅療養指導管理料は月に1回のみ算定ができます。

また、複数の指導管理を行っている場合には、主なもの1つに限って算定ができます。

3. 健康保険種別

健康保険種別	国民健康保険	社会保険	生活保護	その他	合計
人数	377	1,464	49	22	1,912
割合	19.7%	76.6%	2.6%	1.2%	100%

4. 訪問診療の実施に条件がある場合の内容について（診療所のみ）

訪問診療を実施している	32
一般診療の受付時間内に限る	1
月の訪問回数を決めている	9
夜間の訪問は不可	4
訪問看護も利用している場合に限る	2
救急対応をかかりつけ医がいる病院に依頼している場合に限る （緊急時の受け入れ先が決まっている場合に限る）	12
小児科のある病院を受診中の場合に限る	3
訪問歯科診療を実施している、または連携している	1
その他	0